

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和8年 2月 5日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3500-2025-0017号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
宮崎市清武町今泉字松叶乙336番
- 3 地目 畑
- 4 地積 163㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）  
田代兼吉
- 6 登記すべき事項  
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]